

南九州市商店街課題解決等事業補助金
事業採択審査実施要領

1 補助事業名

南九州市商店街課題解決等事業補助金

2 事業内容（概要）

商店街の活性化は、即ち地域の活性化と同義であり、消費者の商店街離れは地域の衰退にも繋がる。消費者ニーズは、より安い日用生活用品、多種多様な品揃えの大型店やチェーン店に向かうが、一方では地域の安全安心の店舗への需要もある。

このような状況のなか、商店会等が自らの課題を解決する取り組みや今後ますます需要が高まるデジタル化へ対応する取り組み等を支援することで、商店街の活性化及び商業振興を図るものである。実施事業は以下のとおり。

(1) 課題解決事業

商店街が抱える課題の解決を目指して実施する取組

(2) DX 強化事業

商店街のデジタル化の推進、又はデジタルツールを使用する営業力を強化する取組

(3) 景観づくり事業

商店街の景観づくりを目的として実施する取組

3 公募方式採用の理由と導入効果

公募方式を採用することで、限りある予算のなかで事業目的に照らし、適合性を審査することで、真に必要な事業へ支援が実施できる。

また、申請主体となる通り会等においても、実施計画において、単に補助金を活用するのではなく、計画書等を作成する中で商店街活性化を熟考する機会と捉えて、市が求める政策に応じた事業展開を図ることが見込まれる。

4 事業スケジュール（予定）

期日等	手続等
令和8年4月30日（木）	採択申請締切り
令和8年5月12日（火）	審査会、採択事業決定、採択結果通知

※事業採択額が予算額に満たない場合は、追加公募を行う。

5 審査方法

提出書類による書類審査

6 審査基準

【審査項目】

- (1) 目標設定
- (2) 取組内容
- (3) 実施体制
- (4) 持続性・発展性

【審査基準点】

審査項目	配点	審査内容
目標設定	25	・商店街又は地域の課題をしっかりと捉えているか。
取組内容	25	・取組の内容や手法について、具体的に考えられているか。 ・課題解決のために有効な手法となっているか。
実施体制	25	・組織として取組を実施する体制を整えているか。 ・地域の施設や団体と連携があるか。
持続性・ 発展性	25	・取組結果を振り返り、次回への改善に繋げる姿勢があるか。 ・本補助金終了後も、自主的に取組を継続できる工夫や体制が整えられているか。

7 審査方法

- (1) 提出された計画書を下記審査員で審査する。

※計画案の点数を総合的に判断して決定する。

※申請者に対して審査会で事業内容の説明を求める場合があるため、申請者はこれに対応すること。

審査員：企画課長、都市政策課長、商工観光課長、商工労働係長
南九州市商工会事務局長

- (2) 審査内容及び決定の経緯は公表しないものとする。

- (3) 採択結果については南九州市商店街課題解決等事業補助金交付要綱に基づき通知する。

※提出された計画書等は返却しないものとする。

8 提出方法

- (1) 提出期限：令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）17時まで

※郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

- (2) 提出・問合せ先 〒897-0392 南九州市知覧町郡 6204 番地
南九州市役所 商工観光課 商工労働係
TEL 0993-83-2511（内線 2060）
FAX 0993-83-2050